

緊急時活動レベル(EAL)について

社内文書抜粋「別表1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断するEAL」

変更前

略称		原子力災害対策指針	規制庁解説	運用の明確化(事業者解釈)
(5)	電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用のディーゼル発電機(新規制基準に適合した場合は、さらに恒設電源設備)のどれか1つになった場合をいう。 計画的にこうした状態にする場合を除く。 (3)「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。 (4)所内単独運転になった場合、発電している号機は上記(3)のように外部電源がない状態となるため、3時間経過すると警戒事態となる。

変更後

略称		原子力災害対策指針	規制庁解説	運用の明確化(事業者解釈)
(5)	電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、 福島第一原子力発電所5・6号機においては、 使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用のディーゼル発電機(新規制基準に適合した場合は、さらに恒設電源設備)のどれか1つになった場合をいう。 計画的にこうした状態にする場合を除く。 また、福島第一原子力発電所1～4号機においては、1～4号機の各設備への電源供給元が所内共通D／G1台のみとなった状態をいう。 (3)「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。 (4)所内単独運転になった場合、発電している号機は上記(3)のように外部電源がない状態となるため、3時間経過すると警戒事態となる。